

筑前町告示第 108 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 5 項の規定により、地縁による団体を認可したので、同条第 10 項の規定により次のように告示する。

令和 8 年 10 月 1 日

筑前町長 田 頭 喜 久 己

1 名称

三箇山区

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内における住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 三箇山区施設の維持管理
- (4) 防災、防火
- (5) 防犯、交通安全
- (6) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する活動
- (7) その他、会の目的達成に必要なこと

3 区域

福岡県朝倉郡筑前町三箇山の区域（黒岩区の区域を除く）

4 事務所の所在地

福岡県朝倉郡筑前町三箇山 1064 番地 1 三箇山公民館

5 代表者の氏名及び住所

氏名：佐藤 静夫

住所：福岡県朝倉郡筑前町三箇山 1059 番地

6 裁判所による代表者の職務代行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

なし

7 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

なし

8 規約に解散の事由を定めたときはその事由

破産手続開始の決定、認可の取消し、総会員の 4 分の 3 以上の同意による総会の議決、構成員の欠乏

9 認可年月日

令和 8 年 10 月 1 日